

財 関 第 942 号
平成 28 年 8 月 3 日

(各) 税関長 殿
沖縄地区税関長 殿

財務省関税局長 梶川 幹夫

「食品衛生法に係る食品等の通関の際における取扱い等について」の一部改正について

標記のことについて、厚生労働省医薬・生活衛生局 生活衛生・食品安全部長から通知があったことから、下記のように「食品衛生法に係る食品等の通関の際における取扱い等について」(昭和 57 年 9 月 29 日蔵関第 1055 号)を改正し、平成 28 年 8 月 3 日から実施することとしたので、了知の上、貴関職員及び関係者に周知徹底されたい。

なお、別添「食品衛生法に係る食品等の通関の際における取扱い要領」(昭和 57 年 9 月 25 日環食第 203 号)は本年 7 月 20 日より改正され、改正後の同取扱い要領に基づき運用されていることに留意されたい。

記

「食品衛生法に係る食品等の通関の際における取扱い等について」(昭和 57 年 9 月 29 日蔵関第 1055 号)の一部を次のように改正する。

別紙「新旧対照表」の「改正前」欄に掲げる部分を「改正後」欄に掲げるように改める。